

概要版

第3次 大川市男女共同参画計画

後期計画

(2026年度～2030年度)



2026年3月

大川市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を負う社会です。

大川市では、これまでも意識啓発・教育、労働、企業活動、保健福祉や子育て支援など多岐にわたる施策を推進してきました。2021年には「第3次大川市男女共同参画計画」を策定し、計画の着実な推進に取り組んできたところです。

本市において、男女共同参画社会のまちづくりをより一層推進していくために、これまでの5年間の成果と課題を踏まえて「第3次計画後期計画」を策定し、広範囲にわたる施策を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

計画の位置づけ

- (1)本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、また大川市男女共同参画推進条例に基づく基本計画として位置づけます。
- (2)本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置づけます。
- (3)本計画は、「大川市第6次総合計画後期基本計画」のまちづくりビジョン「人 創造・共生・共創」を基本として、SDGsの視点を踏まえて取り組むものです。

計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間となっています。中間年である2025年度に実施した市内事業所及び従業員調査結果と、前期計画に掲げた施策・事業の達成状況等をふまえて見直しを行い、2026年度から2030年度までを「後期計画」の期間とします。

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
前期計画期間									
					後期計画期間				
年度ごとに実施状況の把握・点検									

計画の基本理念

大川市では、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、全ての人が、お互いの人権と個性の多様性を大切にし、自らの意思により、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、2018年に「大川市男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例の基本理念に基づいて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現

計画の体系

基本理念	基本目標	基本的施策	施策
男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現	I 男女共同参画意識の浸透 (条例の基本理念 ①、②、④、⑤)	1. 啓発活動と学習機会の充実	(1)理解を深めるための情報収集と提供 (2)あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進
	II 男女の人権尊重・擁護と健康支援 (条例の基本理念 ②、④、⑤)	1. あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (大川市 DV 防止計画)	(1)あらゆる暴力の防止 (2)DV 相談体制と被害者への支援 (3)様々なハラスメント等の防止
	III あらゆる分野への男女共同参画の促進 (条例の基本理念 ①、②、③、④)	1. 政策・方針決定の場への女性参画の促進	(1)審議会等委員への女性の登用促進 (2)企業や地域等での女性の登用促進
	IV 男女が共に参画する労働環境の推進 (大川市女性活躍推進計画) (条例の基本理念 ①、③、④、⑥)	1. 職業生活における男女共同参画の推進	(1)均等な雇用機会と待遇の確保 (2)女性の職業能力向上・活用の支援 (3)自営業における女性の就業環境の整備
	総合的な計画の推進	1. 庁内推進体制の充実 2. 計画の進行管理と見直し 3. 特定事業主行動計画の推進	(1)男性の家事・子育てへの参画促進 (2)仕事と子育て・介護との両立支援

男女共同参画社会の形成には、家庭生活や職場、地域活動、政治の場など、さまざまな分野で一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、生活の中で意識的に男女共同参画を実践していくことが重要です。固定的性別役割分担に捉われず、それぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場面で活躍できるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、市民の男女平等意識を醸成していきます。

基本的施策1 啓発活動と学習機会の充実

施策(1)理解を深めるための情報収集と提供

- ◆市報やホームページなどによる啓発の充実 ◆男女共同参画に関する資料の収集と提供
- ◆男女共同参画に関する学習機会の提供 ◆各種団体の学習活動への支援

施策(2)あらゆる機会を捉えての意識啓発の推進

- ◆市民団体や事業所などと連携した啓発 ◆生涯学習関連事業における啓発の推進
- ◆人権に関する学習会を通じての啓発 ◆県などが実施する研修への市民の参加促進
- ◆市主催のイベントや行事へ市民が参加しやすい開催方法等の配慮
- ◆市関係行事等における託児の実施

基本的施策2 男女共同参画教育の充実

施策(1)学校教育における男女共同参画教育の推進

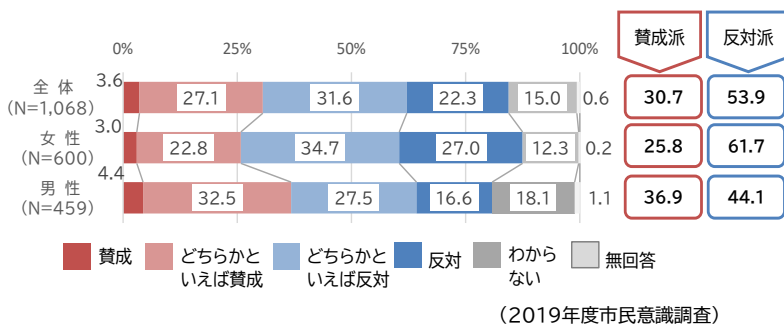
- ◆男女共同参画の視点に立った教育の推進 ◆進路指導の充実
- ◆男女共同参画の視点による学校運営の推進 ◆教職員・保育士の研修の充実
- ◆情報(メディア)リテラシー教育の充実

施策(2)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

- ◆学校・学級だよりなどによる保護者への啓発 ◆PTA 活動への啓発促進



●「男は仕事、女は家庭」という考え方について



【成果指標】

- 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に「反対」の割合

(2019年度) (2030年度目標値)
53.9% → 60.0%

- 「子どもたちに対する人権教育、男女平等教育の充実が図られた」と感じている割合

(2019年度) (2030年度目標値)
36.6% → 50.0%

一人ひとりの人権が尊重され、身体的・精神的・社会的に良い状態であることは、私たちの目指す男女共同参画社会の土台となるものです。DV・デートDVを防止し、被害者を支援するとともに、あらゆる暴力をなくすために、人権教育・啓発の充実を図ります。配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるよう、支援の取組を進めます。性に対する正しい情報の提供や、年齢に応じた健康支援を行います。

基本的施策1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援（大川市 DV 防止計画）

施策(1)あらゆる暴力の防止

- ◆DV 防止に向けた意識啓発
- ◆デート DV 防止に向けた教育の推進

施策(2)DV 相談体制と被害者への支援

- ◆相談支援体制の充実
- ◆関係機関の連携による被害者への支援
- ◆DV 被害者の自立に向けた支援

施策(3)様々なハラスメント等の防止

- ◆ハラスメント防止に向けた市民への啓発推進
- ◆ハラスメント防止に向けた事業主に対する啓発推進
- ◆スクール・ハラスメント防止に向けた取組

基本的施策2 困難な状況に置かれている人への支援

（困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

施策(1)高齢者・障がい者への安心・安全な生活への支援

- ◆男女共同参画の視点に立った介護支援サービスの充実
- ◆家族介護支援事業の充実
- ◆男女共同参画の視点に立った障がい者・障がい児福祉の推進
- ◆相談体制の充実

施策(2)ひとり親家庭への支援

- ◆ひとり親家庭の生活安定に向けた相談指導・支援の充実

施策(3)配慮を必要とする人への支援

- ◆様々な困難を抱える人々への支援



基本的施策3 生涯を通じた健康支援

施策(1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツの理解促進

- ◆リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発の推進
- ◆保護者と子どもの健康支援の充実
- ◆発達段階に応じた性教育の充実

施策(2)ライフステージに応じた健康支援

- ◆性感染症などの予防の啓発
- ◆健康に関する相談体制の充実
- ◆性別や年齢に応じた健康づくりの支援

【成果指標】

- 配偶者や交際相手から暴力を受けた経験のある人のうち誰かに相談した割合

(2019年度) 32.8% → (2030年度目標値) 40.0%

- 「生涯を通じた女性の健康支援が図られた」と感じている人の割合

(2019年度) 37.4% → (2030年度目標値) 55.0%

- ハラスメント対策に取り組んでいる事業所の割合

(2025年度) 41.1% → (2035年度目標値) 50.0%

セクシュアル・ハラスメント 35.6% → 50.0%

パワー・ハラスメント 41.1% → 50.0%

あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会をつくるには、意思決定の過程に多様な人が参画し、意見を出し合うことが欠かせません。また、近年、災害対応に男女共同参画の視点を取り入れることが大きな課題となっています。いきいきと活気のある大川市を築いていくために、市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。地域でも男女共同参画を推進し、男女が共に活躍するまちづくりを目指すとともに、防災対策にも男女共同参画の視点から取り組みます。

基本的施策1 政策・方針決定の場への女性参画の促進

施策(1) 審議会等委員への女性の登用促進

- ◆ 審議会、委員会等の委員への女性の登用推進 ◆ 女性の人材情報の収集・活用
- ◆ 社会教育関係者への女性の登用促進

施策(2) 企業や地域等での女性の登用促進

- ◆ 企業・事業所への女性の積極的登用等についての啓発
- ◆ 各種団体等への女性の積極的登用促進

基本的施策2 地域における男女共同参画の推進

施策(1) 地域における男女共同参画推進活動の支援

- ◆ 市民の男女共同参画推進活動の支援とネットワーク化の促進
- ◆ 地域における男女共同参画推進の中核的な人材の育成
- ◆ 地域活動団体や社会教育団体への啓発の推進

施策(2) 地域の役員等への女性の登用促進

- ◆ 区長など地域の役職者への女性の登用促進 ◆ 農業委員への女性の登用推進

施策(3) 防災対策における男女共同参画の推進

- ◆ 防災分野での政策・方針決定の場への女性の参画推進 ◆ 女性消防団員の加入の取組推進



● 審議会、地域の役職等への女性の登用状況

項目	実績					
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
市の管理職に占める女性の割合	4.2%	8.0%	12.0%	12.0%	11.1%	16.7%
審議会などに占める女性委員の割合 (地方自治法202条の3に基づくもの)	28.1%	23.2%	25.6%	28.1%	27.5%	28.9%
区長に占める女性の割合(人中)	1/50人	0/50人	0/50人	0/50人	0/50人	1/51人
農業委員に占める女性の割合(人中)	0/14人	2/15人	2/15人	2/15人	2/14人	2/14人

【成果指標】

- 審議会等における女性委員の割合
(2025年度) 28.9% → (2030年度目標値) 40.0%
- 区長における女性の割合
(2025年度) 2.0% → (2030年度目標値) 10.0%
- 農業委員における女性委員の人数
(2025年度) 2人/14人 → (2030年度目標値) 2人/14人

男女共同参画社会の実現には、職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など、働く場での男女共同参画を進めることが大切です。また、自営業者が多い大川市では、事業所の規模に関わらず男女共同参画の職場づくりができるよう、支援する必要があります。男女が平等に個性や能力を発揮して働けるよう、働く場での男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向け、子育てや介護等の支援の充実や男性の子育て等への参画を進めます。

基本的施策1 職業生活における男女共同参画の推進

施策(1)均等な雇用機会と待遇の確保

- ◆働きがいがあり働きやすい職場環境づくり
- ◆労働に関する法や制度の事業主、労働者への情報提供
- ◆入札参加資格申請を通じた事業主への男女共同参画の取組の促進 ◆労働相談の充実

施策(2)女性の職業能力向上・活用の支援

- ◆就労、再就職や職業能力向上に向けた講習等に関する情報提供
- ◆女性の起業・創業支援の取組推進
- ◆女性の能力開発・活用についての啓発と新たな取組の推進 ◆女性認定農業者の育成

施策(3)自営業における女性の就業環境の整備

- ◆農業関係各種制度の周知 ◆女性農村アドバイザーの育成 ◆家族経営協定の推進
- ◆家族従業者の労働の適正な評価に関する啓発

基本的施策2 仕事と生活の両立への支援

施策(1)男性の家事・子育てへの参画促進

- ◆ワーク・ライフ・バランスの推進による男性の働き方の見直し
- ◆男性の子育てへの参画に向けた取組の推進 ◆男性の家事への参加に向けた取組
- ◆男性の家事・子育て等への参画促進

施策(2)仕事と子育て・介護との両立支援

- ◆「大川市子ども・子育て応援プラン」による両立支援サービスの充実
- ◆子育て相談の充実 ◆育児・介護休業法等の両立支援制度の周知と取得の促進
- ◆再就職に向けた支援の充実 ◆「子育て応援宣言企業」等登録の推進



【成果指標】

●創業セミナーを受講し起業した(女性の)延べ人数
※事業開始時からの累計
(2025年度) (2030年度目標値)
71(27)人 → 80(30)人

●休業制度を就業規則などで規定している事業所の割合
(2025年度) (2035年度目標値)

育児休業制度 **56.4% → 70.0%**

介護休業制度 **47.5% → 60.0%**

●子育て応援宣言企業数
(2025年度) (2030年度目標値)
75社 → 77社

●男女共同参画事業参加延べ企業数(累計)
(2025年度) (2030年度目標値)
35社 → 45社

●スキルアップ講習等への女性の延べ参加人数
(2025年度) (2030年度目標値)
59人 → 80人

総合的な計画の推進

本計画に掲げられた各施策を着実に実施していくために、大川市男女共同参画推進本部を中心として、庁内の緊密な連携のもと、本計画を総合的かつ効果的に推進していきます。

庁内推進体制の充実

計画の進行管理と見直し

特定事業主行動計画の推進

大川市男女共同参画推進条例 6つの基本理念

- ① 男女の個人としての人権が尊重されること
- ② 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず男女が活動の自由な選択ができるよう、社会の制度や慣行について配慮されること
- ③ 男女が社会の対等な構成員として、方針の立案・決定へ参画できること
- ④ 家族の一員として協力して家事、子育て、介護等の家庭生活における活動と地域、学校、職場等の社会における活動に対等に参画できること
- ⑤ あらゆる教育分野で、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること
- ⑥ 国際的協調のもとに男女共同参画を推進すること

■本計画とSDGsの関連性について

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、国連サミットで採択された持続可能な開発目標のことであり、本市は、このSDGsの視点に基づいて、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

SDGsの17のゴール(目標)の中で、本計画は以下の7つのゴールと関連しています。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



2026年3月 大川市企画課

〒831-8601

福岡県大川市大字酒見 256 番地 1

TEL:0944-85-5553

<https://www.city.okawa.lg.jp/>

大川市は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。